

香川県報



第 69 号

平成 17 年

9月2日(金曜日)

目次

告 示

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

- 香川県議会定例会の招集 (政策課) 一
- 有害図書 の指定 (青少年・男女共同参画課) 二
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 二
- 保安林の指定の解除予定 (みどり保全課) 三
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 三
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 三
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 三
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () 三
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定 (二件) (水産課) 五
- 土地収用法の規定による事業の認定 (二件) (土木監理課) 七
- 道路の位置指定 (建築課) 七
- 落札者等の公示 (税務課) 八
- 平成十七年度砂利採取業務主任者試験の実施 (経営支援課) 八
- 平成十七年度技能検定(後期実施)の実施 (労働政策課) 八
- 県営土地改良事業計画の変更 (土地改良課) 一一
- 一般競争入札の実施 () 一一

選挙管理委員会告示

●公職選挙法施行令の規定による身体障害者更生援護施設の長が不在者投票管
理者となっている身体障害者更生援護施設の名称の変更
監査委員公表
○監査結果の公表(四件)

告 示

●香川県告示第五百三十八号

平成十七年九月十二日午前十時香川県議会定例会を高松市番町五丁目香川県議会議事堂に招集する。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百三十九号

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
141	平成十七年八月二十六日	雑誌	新妻が好きッ！ GOKUH 9月号増刊(Vol.9)	03798-09	(株)バンハク ヌ	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
142		"	Oh! Crazy スッゲー！ @本当！浮気妻のH話 9月号増刊 (Vol.4)	11496-09	"	"
143		"	Dr ピカッ 9月号 (NO.126号)	06635-09	"	"
144		"	Kissui 9月号 VOL.022	02801-9	英知出版(株)	"
145		"	Suppin EVOLUTION DVD ヌッピン 9月号増刊 (VOL.4)	05464-09	"	"

146	雑誌	マガジン・ウオー・ウルフ 9月号 (vol.020)	08365-09	(株)マガジン・マガジン
147	雑誌	マガジン・ウオー 9月号 (通巻183号)	08397-09	〃
148	雑誌	金髪パラダイス クロスワード oh! 8月号 増刊 (VOL.1)	03260-08	雄出版(株)
149	雑誌	BREAK gal 9月号 (VOL.058)	07877-09	〃
150	雑誌	DVD デラデラ DVD DELUX 9月号別冊 (通巻23号)	06346-09	(株)MCプレス
151	雑誌	プチもも 9月号 (通巻23号)	07855-9	(株)近代映画社
152	雑誌	@BUNTA DX BREAK MAX 9月号増刊 (VOL.7)	18012-09	(株)コアマガジン
153	雑誌	Don't! 9月号 (通巻230号)	06777-09	(株)サン出版
154	雑誌	NP! 史上最凶のクビータクニック 9月号 (通巻6号)	01935-09	(株)白石書店
155	雑誌	LADY'S COMIC 微熱 SUPER デラックス 8月号 (通巻17号)	07689-8	(株)セブン新社
156	雑誌	@BACABON!! iパラダイス 9月号増刊(VOL.3)	11440-09	(株)ダイアプレス
157	雑誌	海賊NO.1 9月号 (通巻142号)	02461-9	(株)竹書房
158	雑誌	M's アクション 8月号 (通巻165号)	08595-8	(株)双葉社

159	雑誌	秘女の事件簿② 欲しがら女編 第1刷	50523-21	(株)芳文社
160	雑誌	蕃薇族 9月号 (No.386)	07471-09	(株)メディアアソート
161	雑誌	G R A C E 9月号 (No.205)	03289-09	若生出版(株)

●香川県告示第五百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及びず影響についての調査の結果に基づき事前審査に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 真鍋 武紀

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市江尻町1355番地

香川県坂出合同庁舎

(3) 特定施設に関する事項

種 類	科学技術に関する検査を行う事業場に設置される洗浄施設
能 力	140ℓ (1基)、60ℓ (1基)
工 期	工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日
等	許可後 着工後1月 完成後

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続8時間		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.0~9.0
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	20
浮遊物質質量 (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	30
窒素含有量 (mg/ℓ)	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	40	30
りん含有量 (mg/ℓ)	窒素含有量 (mg/ℓ)	4	50
排出される汚水等の量 (m ³ /日) (既設洗浄施設22基を含む)	りん含有量 (mg/ℓ)	4	5
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	1	2

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分	項目	第1次	排水口
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	30
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	15	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	40	50
	りん含有量 (mg/ℓ)	4	5
排出水の量 (m ³ /日)		46	92

第2～3排水口：雨水

(備考) 今回食肉衛生検査所の拡充に伴い、従来から設置されていた洗浄施設について新たに特定施設として使用するため、設置許可申請を行うものである。なお、現在行っている検査業務の一部を移転するため、業務量の増加はなく、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 総覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年9月2日から
平成17年9月26日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境交通課

●香川県告示第五百四十一号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二十四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 二 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 三 解除の理由 指定理由の消滅
- 香川県告示第五百四十二号
- 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
- 平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名称	所在地
平成一七〇七〇一	坂出市王越診療所	坂出市王越町木沢一二〇九番地四

平成一七、七、一	医療法人社団彰志会 志度寺診療所	さぬき市志度一一〇二番地一
----------	---------------------	---------------

●香川県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一七、六、三〇	坂出市王越診療所	坂出市王越町乃生八一〇番地四
平成一七、六、三〇	医療法人社団彰志会 志度寺診療所	さぬき市志度一一〇三番地二
平成一七、七、三一	医療法人社団皓歯会 西村歯科医院	香川郡香川町大字浅野一五五番地一一

●香川県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、七、三一	医療法人社団皓歯 会西村歯科医院 香川郡香川町大字 浅野一五五番地一	医療法人社団皓歯 会 香川郡香川町大字 浅野一五五番地一	居宅療養管理指導

●香川県告示第五百四十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、七、二六	訪問介護センター はつらつ 観音寺市木之郷町 六六一番地一	有限会社和楽 観音寺市木之郷町 六六一番地一	訪問介護
平成一七、七、二六	居宅介護支援セン ターはつらつ 観音寺市木之郷町 六六一番地一	有限会社和楽 観音寺市木之郷町 六六一番地一	居宅介護支援事業
平成一七、八、五	特別養護老人ホー ムあづき 小豆郡土庄町字半 ノ池甲一三六〇番 地一四三	社会福祉法人明和 会 小豆郡池田町大字 池田字下地二五一 九番七	短期入所生活介護
平成一七、八、五	老人デイサービス センターあづき 小豆郡土庄町字半 ノ池甲一三六〇番 地一四三	社会福祉法人明和 会 小豆郡池田町大字 池田字下地二五一 九番七	通所介護
平成一七、七、一	デイサービスセン ター北のおひさま 小豆郡土庄町屋形 崎字空開甲九六九 番地	社会福祉法人サン シャイン会 小豆郡池田町大字 蒲生字東脇甲三五 〇番地	通所介護

●香川県告示第五百四十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、女木島加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたと告示する。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百四十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、橘加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたと告示する。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

社会福祉法人すみれ福祉会

二 事業の種類

特別養護老人ホームおりいぶ荘増築工事

三 起業地

1 収用の部分

香川県高松市太田下町字間夫地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十七年七月二十八日に社会福祉法人すみれ福祉会より申請のあった特別養護老人ホームおりいぶ荘増築工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下

のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、社会福祉法人すみれ福祉会が設置運営する特別養護老人ホームおりいぶ荘において、老人短期入所事業（ショートステイ）及び老人デイサービス事業のための施設を拡充するとともに、新たに認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）を開設するために施設の増築を行うもので、土地収用法第三条第二十三号に掲げる事業に該当する。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人すみれ福祉会は、理事会において本件事業に係る施設の増築計画を議決している。また、本件事業に要する経費については、自己資金及び借入金によりまかなう計画である。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 老人短期入所事業施設の拡充の妥当性

現在、おりいぶ荘における老人短期入所事業の定員は二十人であるが、利用希望者が多く、ベッド稼働率は百パーセントが常態となっており、しばしば利用申込みを断らざるを得ない状況となっている。

本件事業の施行により、老人短期入所事業の定員を二十人増員し、四十人とするので、地域の需要に応えることが可能となることから、施設拡充の妥当性が認められる。

② 老人デイサービス事業施設の拡充の妥当性

機能訓練は、要介護状態の軽減、悪化防止に効果があり、老人デイサービス事業における重要なサービスとされている。また、近年では単なる動作訓練にとどまらず、高齢者が生きがいを持って訓練に取り組める環境づくりが求められるようになってきている。

しかし、現在、おりいぶ荘においては、機能訓練のための専用スペースが設置されておらず、十分なサービスが提供できない状況にある。

本件事業の施行により、機能訓練のための専用スペースが確保され、体力トレー

ニング、音楽療法、作業療法等の多様な機能訓練をより多くの高齢者に提供することが可能となることから、施設拡充の妥当性が認められる。

③ 認知症対応型共同生活介護事業所設置の妥当性

急速な高齢化の進展に伴い認知症高齢者も増加傾向にあるが、おりいぶ荘の位置する太田南地区は、高松市の中心部から近い住宅街にあり、増加する認知症高齢者への早急な対策が求められている。

本件事業の施行により、太田南地区において認知症高齢者が地域において安心して共同生活を営むべき住居を新たに提供することが可能となることから、施設設置の妥当性が認められる。

④ 周辺環境への影響

起業地は農地であり、移転を要する物件もないことから、事業の施行による周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる。

⑤ 起業地の選定及びその範囲

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

⑥ ①から⑤に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、地域における高齢者福祉の向上を図るため計画されたものであり、周辺地域における人口の急速な高齢化の進展を考慮すると、早急に施行する必要性が認められる。

このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

高松市都市開発部都市計画課

●香川県告示第五百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

坂出市

二 事業の種類

坂出市立病院駐車場敷地保全事業

三 起業地

1 収用の部分

香川県坂出市文京町一丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十七年七月二十九日に坂出市より申請のあった坂出市立病院駐車場敷地保全事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、坂出市立病院の駐車場敷地のうち借地している用地を取得しようとするものであり、土地収用法第三条第二十四号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である坂出市は、既に事業に要する経費の財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

① 事業施行により得られる利益
坂出市立病院の利用者の交通手段としては、利用者の分布が広範囲にわたるうえ、

公共交通機関を利用できる地域が限られているため、自家用車の比率が高い。このため、坂出市立病院では自己所有地及び借地に百台分の駐車場を確保して病院利用者への便宜を図っているが、平成十六年度における平日一日当たりの駐車場利用台数は三百二十七台で、外来患者の集中する平日午前の時間帯においては、満車が常態となっている。

本件事業の施行により、毎年度の借地契約の更新という不安定な状況が解消され病院利用者に安定的かつ継続的な駐車場利用を提供することで、地域住民への医療サービスの維持向上を図ることが可能になることから、事業施行により得られる利益は相当程度高いと認められる。

② 周辺環境への影響

起業地は既に病院の駐車場敷地として利用されていることから、事業の施行による周辺の土地利用や自然環境への影響はないと認められる。

③ 起業地の選定及びその範囲

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

④ ①から③に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、毎年の借地契約の更新という不安定な状況を解消するために計画されたものであり、早急に施行する必要性が認められる。

このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

坂出市立病院庶務課

●香川県告示第五百五十号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十七年九月二日

一 指定 番号 中土指道 第九号

二 指定 年月日 平成十七年八月十八日

三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町家中四五―三

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル及び四・八メートル、四・八メートル

五メートル

延長 二二・四九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四百九十八号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十七年九月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 地方税電子申告審査システム構築及び運用業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方法 一般競争入札

四 落札決定日 平成十七年七月一日

五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国営業本部 香川県高松市藤塚町一丁目一

○番三〇号

六 落札金額 九一、六〇〇、〇〇〇円

七 入札公告日 平成一七年五月二十日
 八 落札方式 最低価格
 九 担当課 郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県
 総務部税務課 納税グループ 電話番号 〇八七―八三二―三〇六八

●香川県公告第四百九十九号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、平成十七年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
 平成十七年九月二日

一 試験日時 香川県知事 真 鍋 武 紀
 平成十七年十一月十一日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第六会議室

三 受験願書の提出先 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ

四 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成十七年十月三日(月曜日)から同月十七日(月曜日)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

郵便等による送付の場合は、必ず書留郵便又はこれに相当するものによることとし、平成十七年十月十七日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるものにより受け付ける。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 その他

受験手続その他詳細については、香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ(電話番号〇八七―八三二―三三四二)に照会すること。

●香川県公告第五百号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成十七年度技能検定(後期実施)の実施について次のとおり公告する。
 平成十七年九月二日

一 実施職種

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 特級検定職種

鑄造、金属熱処理、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形

2 一級及び二級検定職種

工場板金(機械板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、ニット製品製造(靴下製造)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、石材施工(石材加工作業、石積み作業)、菓子製造(洋菓子製造作業) 水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、自動ドア施工(自動ドア施工作業)、テクニカルイラストレーション(立体図作成作業)、建築図面製作(建築製図CAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級検定職種

機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケ

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>(一級及び二級) 機械検査、ニット製品製造、婦人子供服製造、帆布製</p>	<p>平成十八年二月十二日 (日曜日)</p>
<p>2 学科試験 (一) 実施期日 検定職種ごとに次のとおりである。</p> <p>(二) 実施場所 別途香川県職業能力開発協会が指定する場所</p> <p>(三) 問題の公表 実技試験問題は、平成十七年十一月十八日(金曜日)から香川県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、その問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>3 実技試験 (一) 実施期日 平成十七年十一月二十五日(金曜日)から平成十八年二月十九日(日曜日)までの間において、別途香川県職業能力開発協会が指定する日</p> <p>(二) 実施方法 技能検定は、検定職種ごとに、原則として実技試験及び学科試験により実施する。 実施期日、実施場所等</p> <p>4 単一等級検定職種 枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)</p>	<p>品製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工 (三級) 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、配管 (特級) 鑄造、金属熱処理、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形 (一級及び二級) 工場板金、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装 (三級) 冷凍空気調和機器施工、建築大工、機械・プラント製図 (単一等級) 樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工 (一級及び二級) 機械保全、和裁、厨房設備施工、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション、電気製図 (三級) プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、テクニカルイラストレーション、電気製図 (単一等級) 枠組壁建築</p> <p>平成十八年二月五日 (日曜日)</p>

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
提出先

2 提出先

香川県職業能力開発協会
高松市郷東町五八七番地一
電話番号 ○八七―八八二―二八五四

3 受付期間

平成十七年九月二十六日(月曜日)から同年十月七日(金曜日)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、香川県職業能力開発協会において交付する。
なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(二) 提出書類を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
なお、郵送による受検申請は、受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請をすることができる。

五 受検手数料

1 実技試験手数料

(一) 特級の技能検定に係る手数料の金額(全職種) 一五、七〇〇円

(二) 一級、二級、三級(在校生を除く。)及び単一等級の技能検定に係る手数料の金額

工場板金	一五、七〇〇円
枠組壁建築	一五、七〇〇円

機械検査	一三、〇〇〇円	かわらぶき	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	配管	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	厨房設備施工	一五、七〇〇円
プリント配線板製造	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
自動販売機調整	一五、七〇〇円	鉄筋施工	一五、七〇〇円
内燃機関組立て	一五、七〇〇円	コンクリート圧送施工	
空気圧装置組立て	一五、七〇〇円	防水施工	一五、七〇〇円
油圧装置調整	一五、七〇〇円	樹脂接着剤注入施工	一五、七〇〇円
農業機械整備	一五、七〇〇円	カーテンウォール施工	一五、七〇〇円
冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇円	自動ドア施工	一五、七〇〇円
ニット製品製造	一五、七〇〇円	バルコニー施工	一五、七〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	テクニカルイラストレーション	一一、五〇〇円
和裁	一一、五〇〇円	建築図面製作	一一、五〇〇円
帆布製品製造	一五、七〇〇円	機械・プラント製図	一一、五〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円	電気製図	一一、五〇〇円
石材施工	一五、七〇〇円	塗装	一五、七〇〇円
菓子製造	一五、七〇〇円		
水産練り製品製造	一五、七〇〇円		
建築大工	一五、七〇〇円		
(三) 三級(在校生に限る。)の技能検定に係る手数料の金額		建築大工	一〇、五〇〇円
機械検査	八、七〇〇円		

電気機器組立て	一〇、五〇〇円	配管	一〇、五〇〇円
プリント配線板製造	一〇、五〇〇円	テクニカルイラストレーション	
内燃機関組立て	一〇、五〇〇円		七、七〇〇円
冷凍空気調和機器施工	一〇、五〇〇円	機械・プラント製図	一〇、五〇〇円
和裁	七、七〇〇円	電気製図	七、七〇〇円
プラスチック成形	一〇、五〇〇円		

- 2 学科試験手数料（全職種） 三、一〇〇円
- 3 受検手数料の納付方法

受検手数料は、受検申請時に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。
 なお、受検申請を受け付けた後は、受検手数料は一切返還しない。

- 6 合格発表等
- 1 合格通知
 実技試験又は学科試験に合格した者に対し、香川県職業能力開発協会が平成十八年三月下旬に書面で通知する。
- 2 技能検定合格者の発表
 技能検定合格者の受検番号を、平成十八年三月十四日（火曜日）から同年三月二十七日（月曜日）まで香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。
- 3 技能検定合格証書の交付
 技能検定合格者には、その合格した技能検定の等級に応じ、特級、一級又は単一等級については厚生労働大臣が、二級又は三級については香川県知事が発行する合格証書を交付する。
- 七 その他
 技能検定について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課（電話番号 〇八七―八三三―三三六七）又は香川県職業能力開発協会に問い合わせること。

●香川県公告第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業高瀬地区）計画を平成十七年八月二十五日変更した。その関係書類を高瀬町経済課において平成十七年九月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。
 平成十七年九月二日
 香川県知事 真鍋 武紀

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第十八号
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十一年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。
 平成十七年九月二日
 香川県教育委員会教育長 和泉 幸男

- 一 入札に付する事項
- 1 リース物品及び数量 香川県立図書館AVシステム 一式
- 2 リース物品の特質等 仕様書による。
- 3 納入場所 香川県立図書館
- 4 納入期限 平成十七年十一月二十四日
- 5 リース期間 平成十七年十二月一日から平成二十二年十一月三十日まで
- 6 入札方法 かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。
 特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。
- 二 契約書の作成要否 要
- 三 契約内容を示す日時及び場所（入札説明書の交付等）
- 1 入札説明書の交付
 平成十七年九月二日から平成十七年九月八日まで（日曜日、土曜日を除く午前八時から午後五時）

郵便番号七六一〇三九三

香川県高松市林町二二七一九

香川県立図書館 総務課

電話番号 〇八七―八六八―五六七

FAX 〇八七―八六八―六〇七

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年九月八日 午前十時

香川県高松市林町二二七一九

香川県立図書館 二階研修室1

3 現場下見の日時及び場所

平成十七年九月八日 三の2の入札説明会終了後

香川県立図書館 一階閲覧室

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十七年九月十二日正午までに、三の1に示した場所等に対して文書で行うこと。(文書はFAXも可とする。)

回答は、平成十七年九月十四日に質問者及び入札説明会参加者に行うとともに、翌日(午前八時三十分から午後五時まで)香川県立図書館総務課で閲覧に供する。

五 入札及び開札

1 電子入札システムによる入札書の提出締切日時 平成十七年九月十五日 午後五時

2 開札の日時 平成十七年九月十六日 午前十時

3 開札の場所 香川県立図書館 総務課

4 電子入札運用基準の規定により紙入札を認められた者は、入札書を持参して提出することができる。この場合は、平成十七年九月十六日午前九時に開札の場所に持参すること。

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二章第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否とする。

七 入札保証金及び契約保証金

規則第一百五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十七年九月十三日午前十時までに入札保証金減免申請書を香川県立図書館総務課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県(以下「県」という。)が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

6 国(公社・公団等を含む。)又は地方公共団体とAVシステム開発の契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であることの実績の有無を証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5及び6の要件を満たすことを証明する書類を平成十七年九月十二日正午までに三の1の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること(紙入札を認められた者を除く。)提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十七年九月十四日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らか

かに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知等及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三に示した日時及び場所において、交付を受けること。

2 問い合わせ先

郵便番号七六一〇三九三

高松市林町二二一七一一九

香川県立図書館総務課

電話番号 〇八七―八六八―〇五六七

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号

の規定により、身体障害者更生援護施設の長が不在者投票管理者となっている身体障害者更生援護施設について、次のとおりその名称の変更があった。

平成十七年九月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名	称	所在地
新	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター肢	高松市田村町一一四
旧	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター重度身体障害者更生援護施設	

監査委員公表

●香川県監査委員公表第十七号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成十七年9月2日

香川県監査委員	栗田隆義
1 監査対象部局	同
2 監査対象年度	同
3 監査の概要	同
4 監査の結果	同

監査年月日 平成十七年7月21日

議会对象機関 議会事務局

監査の結果 財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。
●香川県監査委員公表第18号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。
 平成17年9月2日

1	監査対象部局	人事委員会事務局	香川県監査委員	栗田隆義
2	監査対象年度	平成16年度	同	石川豊
3	監査の概要		同	石川稠治
	監査対象機関		同	野田峻司
	人事委員会事務局	監査年月日		
		平成17年7月21日		

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
 なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。
●香川県監査委員公表第19号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。
 平成17年9月2日

1	監査対象部局	労働委員会事務局	香川県監査委員	栗田隆義
2	監査対象年度	平成16年度	同	石川豊
			同	石川稠治
			同	野田峻司

3 監査の概要
 監査対象機関
 労働委員会事務局
 監査年月日
 平成17年7月21日
 4 監査の結果
 財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
 なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

1	監査対象部局	監査委員会事務局	香川県監査委員	栗田隆義
2	監査対象年度	平成16年度	同	石川豊
3	監査の概要		同	石川稠治
	監査対象機関		同	野田峻司
	人事委員会事務局	監査年月日		
		平成17年7月21日		

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
 なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。
●香川県監査委員公表第20号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。
 平成17年9月2日

